

企業局告示第一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島西部地域水道用水供給水道の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十五年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

指定を受けた者	名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	指定年月日	管理の期間
	株式会社水みらい広島 代表取締役社長 真鍋 孝利	広島市中区三川町七番 一号	平成二五年三月二七日	平成二五年四月一日～ 平成三十年三月二二日